

中労委、昭53不再17、昭53.9.20

命 令 書

再審査申立人 学校法人 白樺学園

再審査被申立人 白樺学園教職員労働組合

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

理 由

当委員会の認定した事実及び判断は初審命令理由第1認定した事実及び第2判断2、3と同一であるので、これを引用する。

したがって、本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき主文のとおり命令する。

昭和53年9月20日

中央労働委員会

会長 平 田 富太郎